

西宮市石綿読影の精度に係る調査委託業務実施要綱

(目的)

第1条 環境省の委託事業として、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に調査を行う。

(実施期間)

第2条 実施期間は原則令和6年度までの5年間とする。ただし、毎年度行われる調査結果を環境省が評価・検証し、継続の必要性を判断した上で、5年を待たず調査を終了することがある。

(対象者)

第3条 参加対象者は読影調査の内容を理解し、調査への協力に同意する者、既存の胸部エックス線検査画像を提供可能な者。ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある者(既存検診等において要精密検査とされている者など)は、医療による検査を受けていただくことが最優先であることから、本調査の対象外とする。

(内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診

既往歴、喫煙歴、家族歴、職歴等、参加者の石綿ばく露の状況を把握する。

(2) 石綿関連疾患の評価

参加者の胸部エックス線検査画像及び検査結果を取り寄せ、石綿関連疾患を念頭に置いた読影(以下「1次読影」という。)を行う。

さらに、環境省または環境省から調査を請け負う事業者(以下「事務局」という。)にて、石綿関連疾患を念頭に置いた読影(以下「2次読影」という。)を行う。

(3) 結果通知

2次読影の結果を踏まえ、最終的な石綿読影の結果を通知するとともに、2次読影で「要精密検査」と判定された者に対しては、すみやかに精密検査を受診するよう勧奨する。

(4) 精密検査結果のフィードバック

上記読影において所見が見られ、「要精密検査」と判定された者の内、「要精密検査(石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い)」と判定された者が精密検査を受診した場合は医療機関から精密検査の診断結果及び胸部CT検査画像を取り寄せ、事務局へ送付する

とともに1次読影機関へフィードバックし共有することで、翌年以降の読影調査の活用に努めることとする。

精密検査の診断結果の取り寄せを行った場合は、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に掲げる費用について、読影調査の委託費で負担することができる。

(5) 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討

本事業の関係者ならびに対象者に対し、ヒアリング調査等を実施することにより、実施体制や検診との連携、対象者の選定等の課題を抽出するものとする。

(委託)

第5条 市は、本事業のうち、問診、石綿関連疾患の評価、精密検査を実施機関等に委託する。

2 既存検診から胸部エックス線検査画像及び検査結果の取り寄せを行った場合は、既存検診の自己負担分に相当する額及び取り寄せ費用について、読影調査の委託費で負担することができる。

3 石綿関連疾患を念頭に置いた読影調査での読影において所見が見られ、要精密検査（石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い）と判定された者が、精密検査（保険診療による検査）を受診した場合、精密検査の診断結果について提供頂けた場合に限り一部費用について、読影調査の委託費で負担することができる。

4 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

(個人情報保護)

第6条 本事業に従事した者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より実施する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日より改正して施行する。